

令和7年11月11日
保健福祉政策部
国保・年金課

世田谷区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行に伴い、世田谷区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要が生じたため。

2 改正内容

公示送達について、現在は世田谷区公告式条例(昭和25年9月世田谷区条例第7号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとしてされているが、地方税法改正に伴い現行の掲示方法に加え、インターネット等を用いた公示が必要となるため、規定の整備を行う。

3 施行予定日

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

改正後	改正前
<p>○世田谷区後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月11日条例第19号</p> <p>改正</p> <p>平成21年12月8日条例第51号 平成25年12月10日条例第54号 平成30年3月6日条例第26号 令和2年9月30日条例第42号</p> <p>世田谷区後期高齢者医療に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 世田谷区(以下「区」という。)が行う後期高齢者医療の事務については、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。)その他の法令及び東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年東京都後期高齢者医療広域連合条例第44号。以下「広域連合条例」という。)に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(区において行う事務)</p> <p>第2条 区は、保険料の徴収並びに令第2条並びに施行規則第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) 広域連合条例第16条の保険料の額に係る通知書の引渡し (2) 広域連合条例第17条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付 (3) 広域連合条例第17条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する東京都後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が</p>	<p>○世田谷区後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月11日条例第19号</p> <p>改正</p> <p>平成21年12月8日条例第51号 平成25年12月10日条例第54号 平成30年3月6日条例第26号 令和2年9月30日条例第42号</p> <p>世田谷区後期高齢者医療に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 世田谷区(以下「区」という。)が行う後期高齢者医療の事務については、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。)その他の法令及び東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年東京都後期高齢者医療広域連合条例第44号。以下「広域連合条例」という。)に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(区において行う事務)</p> <p>第2条 区は、保険料の徴収並びに令第2条並びに施行規則第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) 広域連合条例第16条の保険料の額に係る通知書の引渡し (2) 広域連合条例第17条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付 (3) 広域連合条例第17条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する東京都後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が</p>

改正後	改正前
<p>行う処分に係る通知書の引渡し</p> <p>(4) 広域連合条例第18条第2項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付</p> <p>(5) 広域連合条例第18条第2項の保険料の減免の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</p> <p>(6) 広域連合条例第19条本文の申告書の提出の受付</p> <p>(7) 前各号に掲げる事務に付随する事務 (保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 区が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 区に住所を有する被保険者（法第55条（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）又は法第55条の2第1項の規定により広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の被保険者とされた者を除く。）</p> <p>(2) 法第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際区に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際区に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際区に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつ</p>	<p>行う処分に係る通知書の引渡し</p> <p>(4) 広域連合条例第18条第2項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付</p> <p>(5) 広域連合条例第18条第2項の保険料の減免の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</p> <p>(6) 広域連合条例第19条本文の申告書の提出の受付</p> <p>(7) 前各号に掲げる事務に付随する事務 (保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 区が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 区に住所を有する被保険者（法第55条（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）又は法第55条の2第1項の規定により広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の被保険者とされた者を除く。）</p> <p>(2) 法第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際区に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際区に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際区に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつ</p>

改正後	改正前
<p>て、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定により区に住所を有するものとみなされたもの（普通徴収に係る保険料の納期）</p>	<p>て、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定により区に住所を有するものとみなされたもの（普通徴収に係る保険料の納期）</p>
<p>第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1期 7月1日から同月31日まで</p> <p>(2) 第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>(3) 第3期 9月1日から同月30日まで</p> <p>(4) 第4期 10月1日から同月31日まで</p> <p>(5) 第5期 11月1日から同月30日まで</p> <p>(6) 第6期 12月1日から翌年の1月4日まで</p> <p>(7) 第7期 1月1日から同月31日まで</p> <p>(8) 第8期 2月1日から同月末日まで</p> <p>(9) 第9期 3月1日から同月31日まで</p>	<p>第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1期 7月1日から同月31日まで</p> <p>(2) 第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>(3) 第3期 9月1日から同月30日まで</p> <p>(4) 第4期 10月1日から同月31日まで</p> <p>(5) 第5期 11月1日から同月30日まで</p> <p>(6) 第6期 12月1日から翌年の1月4日まで</p> <p>(7) 第7期 1月1日から同月31日まで</p> <p>(8) 第8期 2月1日から同月末日まで</p> <p>(9) 第9期 3月1日から同月31日まで</p>
<p>2 前項に規定する納期により難い被保険者に係る納期は、区長が別に定めることができる。この場合において、区長は、当該被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項又は第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。）に対しその納期を通知しなければならない。</p>	<p>2 前項に規定する納期により難い被保険者に係る納期は、区長が別に定めることができる。この場合において、区長は、当該被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項又は第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。）に対しその納期を通知しなければならない。</p>
<p>3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて当該年度の最初の納期（広域連合条例第20条の規定により賦課する場合にあっては、当該保険料の確定後の最初の納期）に係る分割金額に合算するものとする。</p> <p>（延滞金）</p>	<p>3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて当該年度の最初の納期（広域連合条例第20条の規定により賦課する場合にあっては、当該保険料の確定後の最初の納期）に係る分割金額に合算するものとする。</p> <p>（延滞金）</p>
<p>第5条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限（広域連合条例第17条第1項の規定により徴収猶予の決定があったものについては、当該徴収猶予の期限とする。以下この条において同じ。）後にその保険</p>	<p>第5条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限（広域連合条例第17条第1項の規定により徴収猶予の決定があったものについては、当該徴収猶予の期限とする。以下この条において同じ。）後にその保険</p>

改正後	改正前
<p>料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p>	<p>料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p>
<p>2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>	<p>2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>
<p>3 区長は、被保険者又は連帯納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の規定による延滞金額を減免することができる。 (公示送達)</p>	<p>3 区長は、被保険者又は連帯納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の規定による延滞金額を減免することができる。 (公示送達)</p>
<p>第6条 法第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達は、公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、当該公示事項が記載された書面を世田谷区公告式条例（昭和25年9月世田谷区条例第7号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は当該公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。 (委任)</p>	<p>第6条 法第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達は、世田谷区公告式条例（昭和25年9月世田谷区条例第7号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。 (委任)</p>
<p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 (罰則)</p>	<p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 (罰則)</p>

改正後	改正前
<p>第8条 区長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。</p>	<p>第8条 区長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。</p>
<p>第9条 区長は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金（区が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p>	<p>第9条 区長は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金（区が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p>
<p>第10条 前2条の過料の額は、情状により、区長が定める。 2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発した日から起算して10日以上を経過した日とする。 附 則 (施行期日)</p>	<p>第10条 前2条の過料の額は、情状により、区長が定める。 2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発した日から起算して10日以上を経過した日とする。 附 則 (施行期日)</p>
<p>第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)</p>	<p>第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)</p>
<p>第2条 区は、この条例の施行の前においても、後期高齢者医療の事務の実施に必要な準備行為を行うことができる。 (延滞金の割合の特例)</p>	<p>第2条 区は、この条例の施行の前においても、後期高齢者医療の事務の実施に必要な準備行為を行うことができる。 (延滞金の割合の特例)</p>
<p>第3条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中にお</p>	<p>第3条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中にお</p>

改正後	改正前
<p>いては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>いては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>
<p>附 則（平成21年12月8日条例第51号） （施行期日）</p>	<p>附 則（平成21年12月8日条例第51号） （施行期日）</p>
<p>1 この条例は、平成22年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>	<p>1 この条例は、平成22年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>
<p>（経過措置）</p>	<p>（経過措置）</p>
<p>2 この条例による改正後の世田谷区後期高齢者医療に関する条例の規定は、施行日以後に納期限が到来する保険料に係る延滞金について適用し、施行日前に納期限が到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。</p>	<p>2 この条例による改正後の世田谷区後期高齢者医療に関する条例の規定は、施行日以後に納期限が到来する保険料に係る延滞金について適用し、施行日前に納期限が到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成25年12月10日条例第54号） （施行期日）</p>	<p>附 則（平成25年12月10日条例第54号） （施行期日）</p>
<p>1 この条例は、平成26年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>	<p>1 この条例は、平成26年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>
<p>（経過措置）</p>	<p>（経過措置）</p>
<p>2 この条例による改正後の世田谷区後期高齢者医療に関する条例の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。</p>	<p>2 この条例による改正後の世田谷区後期高齢者医療に関する条例の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成30年3月6日条例第26号） この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成30年3月6日条例第26号） この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（令和2年9月30日条例第42号） （施行期日）</p>	<p>附 則（令和2年9月30日条例第42号） （施行期日）</p>
<p>1 この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施</p>	<p>1 この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施</p>

改正後	改正前
<p>行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区後期高齢者医療に関する条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条（この規定を改正後の条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行う公示送達について適用し、施行日前に行った公示送達については、なお従前の例による。</p>	<p>行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区後期高齢者医療に関する条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</p>